

静岡県中小企業緊急金融支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第25号

静岡県中小企業緊急金融支援基金条例の一部を改正する条例

静岡県中小企業緊急金融支援基金条例（令和2年静岡県条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。